

吉野川市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市と市民等との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く市民等に公表し、市民等から提出された政策等に対する意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会及び水道事業者をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

(1) 市の政策等を定める計画、個別行政分野における基本的な計画等の策定又は重要な改定

(2) 市の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(4) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が迅速又は緊急に決定する必要があると認めたもの

(2) 実施機関が軽微な変更であると認めたもの

(3) 実施機関が政策等の策定に当たって裁量の余地がないと認めたもの

- (4) 市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの
- (5) 附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申に基づき政策等を決定するもの
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求の対象から除かれているもの

(政策等の案の公表及び公表方法)

第5条 実施機関は、市の政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定を行う前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる事項及び資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等の案に必要な資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

4 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて、手続を実施する旨を市の広報誌及びケーブルテレビ等により、市民等に周知するものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上の間を確保するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない。

(意見等の提出)

第7条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)及び電話番号を明示しなければならない。

(意見等に対する措置)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等について取りまとめ、その概要及び提出された意見等に対する実施機関の考

え方を公表するものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握及び一覧表の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページへ掲載するとともに、実施機関及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成20年4月1日以後に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際現に立案の過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。